

気象警報発令等による図書館臨時休館判断基準

多度津町教育委員会

令和 8 年 5 月 2 9 日より運用

警報等	判断基準
レベル 5 特別警報 (河川氾濫・大雨) (土砂災害・高潮) (暴風・波浪)	町内全域に左記の警報等が発令された場合、または、警報等が解除された場合は、下記の基準に従い開閉館する。 【開館・臨時休館等判断基準】 1 午前 8 時に左記の警報等が発令されている場合は、午前中を臨時休館とする。 2 正午に左記の警報等が継続している場合は、閉館時刻まで臨時休館とする。 3 正午までに左記の警報等が解除された場合は、施設・設備の損傷状況を確認し速やかに開館する。
レベル 4 危険警報 (河川氾濫・大雨) (土砂災害・高潮)	
レベル 3 警報 (河川氾濫・大雨) (土砂災害・高潮) (暴風・波浪)	
震度 4 以上の地震	津波に関する情報及び施設・設備の損傷状況を確認し、図書館長が開館の可否を判断する。

その他

- 非常変災その他急迫の事情による場合や、**レベル 3 以上の警報発令**により、被害(施設の冠水、周辺道路の冠水など)を受ける可能性があり、かつ、図書館利用者に危険が及ぶおそれがある場合は、上記の基準外であっても、多度津町水防本部もしくは図書館長の判断により臨時休館とすることができる。
- 周辺道路の冠水による交通事情の悪化により、開館や利用者の往来に支障をきたすと判断される場合や、「**レベル 2 注意報(高潮)**」(**レベル 4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合**)**が発令された場合**は、図書館長の判断により臨時休館とすることができる。
- 上記の判断により臨時休館を決定した場合は、速やかに図書館長から多度津町生涯学習課及び多度津町文化体育振興事業団に報告をするものとする。

※ 館内行事については、臨時休館の場合は中止とする。